

山口県報

平成 29 年
8 月 29 日
(火曜日)

目 次

- 告示
保安林の指定（森林整備課）……………
- 公告
屋外広告物講習会の開催（都市計画課）……………



山口県告示第三百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十九年八月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

萩市大字明木字国木原一四一の一
美祿市西厚保町原字栢ノ木一七七五の一、一七七五の二、一七七五の四、一七八〇の一、一七八〇の三、一九四六、二二〇四の一、字栢ノ木二一七七の一、二一七八から二一八〇まで、二一八二の一、二一八二の三、二一八二の四、字下畑二一八七の二、二一八七の三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
美祿市西厚保町原字栢ノ木一九四六・字栢ノ木二一七七の一・二一七八から二一八〇まで・二一八二の一・二一八二の四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

一 保安林の所在場所

萩市大字須佐字桜尾三三七から三四〇まで、字ナメラ三三七の一、三四〇の一、三四一、三四二の一、三四二の二、字ナメラ頭埜三四二の一から三四二の三まで、三四四、字丸岳三四三の二、三四三の三、三四五、三五〇の一、字滑一一五一の一、一一五四から一一五九まで、三五五六から三五五九まで、三五六一の一、三五六三、字赤迫一一六〇から一一六二まで、一一六二の一、一一六三から一一六七まで
阿武郡阿武町大字木与字大床一〇〇二の一、一〇〇二の二、一〇〇二の八の一、一〇〇二の九の一、字三エ浴一〇〇二五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
萩市大字須佐字桜尾三三七から三三九まで・字滑一一五五・一一五六・三五五六（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

光市大字東荷字清六 一一四の一、一一四の七から一一四の一〇まで、一一四の一(次の図に示す部分に限る。)、一一四、一一二六の二、字柿ノ木迫三七四の二、三七五の一二、三七六の一、三七六の四、三七七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

光市大字東荷字清六 一一四の一・一一四の九・一一四の一・一一四・字柿ノ木迫三七四の二・三七五の一二・三七六の一(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、光市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び光市経済部水産林業課に備え置いて縦覧に供する。)



(二四六) 屋外広告物講習会の開催

山口県屋外広告物条例(昭和四十一年山口県条例第四十一号)第二十三条第一項の規定に基づき、屋外広告物講習会を次のとおり開催します。

平成二十九年八月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 講習会の日時及び場所

日	時	場 所
平成二十九年十一月十日(金曜日)	午前九時五十分から 午後五時十五分まで	山口市滝町一番一号 山口県庁共用第三会議室

二 講習科目及び時間

科	目	時 間
屋外広告物に関する法令		二
屋外広告物の表示に関する事項		二
屋外広告物の施工に関する事項		二

三 受講の手続

講習を受けようとする者は、山口県屋外広告物条例施行規則(昭和四十二年山口県規則第五号)第十五条に規定する屋外広告物講習会受講申込書に屋外広告物講習会受講手数料三千四百五十円に相当する山口県収入証紙(この収入証紙には、消印をしないこと。)及び写真(縦五・五センチメートル、横四センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。)を貼って、その者の住所地を管轄する土木事務所の長を経由して知事に提出すること。

四 受講申込書の受付期間

平成二十九年九月二十日(水曜日)から同年十月二十日(金曜日)まで(郵送の場合、十月二十日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 その他

(一) 受講案内及び受講申込書の請求は、山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課又は最寄りの土木事務所にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「屋外広告物講習会」と朱書し、八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(二) この講習会についての問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三―三三三三)又は最寄りの土木事務所にすること。